

株式会社 いぶきの会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、かつ仕事と生活の調和を図ることで、働きやすい環境を整備し、全ての職員がその能力を発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年2月21日～2028年2月20日までの3年間

2. 内容

目標1 職員に産前産後休業や育児休業、育児休業給付および休業中の社会保険料免除などについての制度の情報提供を行うとともに、育児休業からの職場復帰支援プランについての周知を行う

<対策>

2025年3月～
1年に1回

- ①職員に育児・介護休業法改正(2025年4月1日および10月1日施行)を網羅したパンフレットを作成・配布し、産前産後休業～育児休業制度に関する啓発を行う。
- ②妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント(いわゆるマタハラ)が仕事と子育ての両立の妨げとならないよう、パンフレットを作成・配布し、マタハラに関する啓発を行う。
- ③育児休業からの職場復帰支援プランを職員に周知するとともに、職場復帰支援プランの過去の事例を公表する。

目標2 男性職員が育児休業を取得しやすい環境を整備するため男性職員の育児休業制度の周知や情報提供を実施する

<対策>

2025年3月～
1年に1回

- ①育児・介護休業法改正(2022年10月1日施行)で創設された出生時育児休業(産後パパ育休)に関するパンフレットを作成・配布し、男性職員の育児休業制度に関する啓発を行う。

目標3 子どもが、保護者である職員の働いているところを見ることができ「子ども参観日」を実施する

前行動計画期間(2019年2月21日～2022年2月20日)においても「子ども参観日」の実施を目標としていたが、コロナ禍により実施は不可能だったため、当行動計画期間(2022年2月21日～2025年2月20日)において改めて「子ども参観日」の実施を目標とする。

<対策>

2025年 3月～

- ①「子ども参観日」の制度変更を行う。
従来は、事業所のイベントとして「子ども参観日」を実施していたが、職員の希望に応じて、子どもが随時職場訪問できる形の「子ども参観日」に変更する。

2025年 4月～
1年に1回

- ①職員に「子ども参観日」の制度変更に関するパンフレットを作成・配布する。

2025年2月21日
一宮市木曾川町黒田字井桁畔224-1
混合型特定施設 いぶき
株式会社 いぶきの会
代表取締役 梶浦 剛